

# 「市民後見人養成講習」受講者募集要領

(平成30年9月1日作成)

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市が共同で運営している多摩南部成年後見センター（以下「センター」）において、弁護士等の専門職や親族以外で、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、成年後見業務を担う「市民後見人(社会貢献型後見人)」の候補者を養成するため、センターが実施する養成講習の受講者を募集します。

## 1 応募資格（次の全てに該当する方）

- ① 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市のいずれかに在住すること。
- ② 成年後見業務にかかわる活動を行う意思があり、認知症高齢者や障害者等、判断能力の不十分な方の福祉を理解する姿勢があること。
- ③ 適正な成年後見業務を行ううえで、健康上の問題や時間的な制約がなく、成年後見人としての責務を果たすことのできる責任感があること。
- ④ センターが実施する以下の全日程に出席できること。
  - ・基礎講習（平成31年4月中旬～平成31年5月下旬、毎週水曜日及び金曜日の各日午前及び午後）
  - ・実務研修（平成31年6月上旬～平成31年7月下旬、毎週水曜日午後 ※金曜日が入る可能性あり）
  - ・現場実習（平成31年8月～最長で平成32年3月、月1～2回、1回2～3時間程度、日程応相談）
- ⑥ 民法第847条に定める以下の欠格事由に該当しないこと。
  - ・未成年者
  - ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
  - ・破産者
  - ・被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
  - ・行方の知れない者

（注）上記条項は、同法第876条の2及び876条の7により、保佐人及び補助人に準用される。

## 2 定員

10人程度

## 3 応募方法

次の2点を郵送により提出してください。

- (1) 経歴書（所定様式）
- (2) 作文「市民後見人に関する私の考え」

- ① 字数 700～800字
- ② 原稿用紙の場合は400字詰め用紙を使用し、ワープロ、パソコンを使用する場合は、書式を20字×20行で設定してください(題名は字数に含みません)。総文字数を記載してください。

4 応募書類提出先

多摩南部成年後見センター

所在地 〒182-0026 調布市小島町3丁目69番地2

第一荒井麗峰ビル2階

電話 042-498-5802

5 応募期間

平成30年12月3日(月)～平成31年1月31日(木)(必着)

※持参(土日祝及び12/29～1/3除く)又は郵送

6 選考方法

書類選考及び面接選考

7 選考日程

(1) 書類選考

平成31年2月上旬予定

(2) 面接選考

平成31年2月13日(水)又は14日(木)予定

8 選考結果

文書により通知します。

9 問い合わせ・応募書類配布

各市担当課

(参考)

## 「社会貢献型(市民)後見人養成講習」講義内容(予定)

### 1 基礎講習(平成31年4月中旬～5月下旬 水・金 全15回程度)

- (1) 社会貢献型(市民)後見人とは
- (2) 成年後見制度の基本理念と概要
- (3) 被後見人等への支援の基本的な視点
- (4) 支援のための法律知識
- (5) 障害の理解と対象者理解(認知症)
- (6) 障害の理解と対象者理解(精神障害)
- (7) 障害の理解と対象者理解(知的障害)
- (8) 本人を支える福祉サービスと社会資源(生活保護制度)
- (9) 本人を支える福祉サービスと社会資源(介護保険制度)
- (10) 本人を支える福祉サービスと社会資源(後期高齢者医療制度)
- (11) 本人を支える福祉サービスと社会資源(社会資源の活用)
- (12) 消費生活相談の実態とその対応
- (13) 専門職後見人からの実践レポート
- (14) 社会貢献型(市民)後見人からの活動報告
- (15) 色々な場面を通じて成年後見人としての対応を考える

### 2 実務研修(平成31年6月上旬～7月下旬 水又は金 全8回程度 施設見学2回含む)

- (1) 就任前事務
  - ① 就任前の情報収集
  - ② 申立てから審判確定までの流れ
  - ③ 申立書類作成
- (2) 就任時事務
  - ① 登記事項証明書の取得
  - ② 財産の引継ぎと調査
  - ③ 金融機関等への届出
  - ④ 就任時初回報告
- (3) 日常事務
  - ① 身上監護(定期訪問等)
  - ② 財産管理(支払い等)
  - ③ 小口現金と立替金
  - ④ 記録管理

- ⑤ 行政手続き
- ⑥ 関係機関との連携

(4) 定期報告

- ① 後見事務報告（センター報告）
- ② 後見事務報告報酬付与申立（家庭裁判所報告）

(5) 臨時事務

- ① 居住用不動産処分
- ② 被後見人の入院等に伴う手続きと契約
- ③ 被後見人の住所変更に伴う事務

(6) 終了後事務

- ① 死後事務への対処方法
- ② 相続と各種手続き

- 3 現場実習（平成31年8月～最長平成32年3月 月1～2回 2～3時間）  
市役所、年金事務所、金融機関等の窓口へ提出する申請書類について学習します。

# 経 歴 書

(平成 年 月 日現在)

ふりがな 氏 名			
住 所	〒		
連 絡 先			
生年月日	( 才 )	性 別	
年 ・ 月	主な職歴・ボランティア活動歴等		
現 在			
資 格 等	弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 税理士 ・ 行政書士 ・ 介護支援専門員 (ケアマネジャー) ・ 介護福祉士 ・ 訪問介護員 (ホームヘルパー) ・ 生活支援員 (地域福祉権利擁護事業) ・ 後見人 (被後見人との関係 ( )) ・ その他 (具体的に )		

